



国総建第220号

平成16年10月26日

新潟県土木部長 木下 恵夫 殿

国土交通省総合政策局建設業課長 西脇 隆俊



平成16年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上での
アスベストの取扱について

平成16年10月23日より新潟県小千谷市等を中心に発生した地震により、建築物等に被害が生じているところであり、今後、建築物等に係る解体工事、修繕・模様替等（以下、「解体工事等」という）が増加するものと予想されます。

解体工事等におけるアスベストの取扱について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）においては、対象建設工事の受注者は正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならないとされているとともに、同法施行規則において、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下、「付着物」という。）の有無の調査及び付着物の除去と特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずることとされております。

貴職におかれては、今後増加するものと予想される解体工事等について、建設リサイクル法及びその他アスベストに関する関係法令の遵守により、建築物等に係る解体工事等においてアスベストが適正に取り扱われるよう遺漏なきよう措置されたく御協力お願い申し上げます。

また、この旨貴管下市町村に対し、周知徹底方併せてお願い申し上げます。